

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は平成31年3月12日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成31年3月12日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス穂積店

瑞穂市別府字井場二ノ町1537番1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡市博多区博多駅前東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドラッグコスモス穂積店	ドラッグコスモス穂積店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 届出年月日

平成 31 年 3 月 4 日